

広報

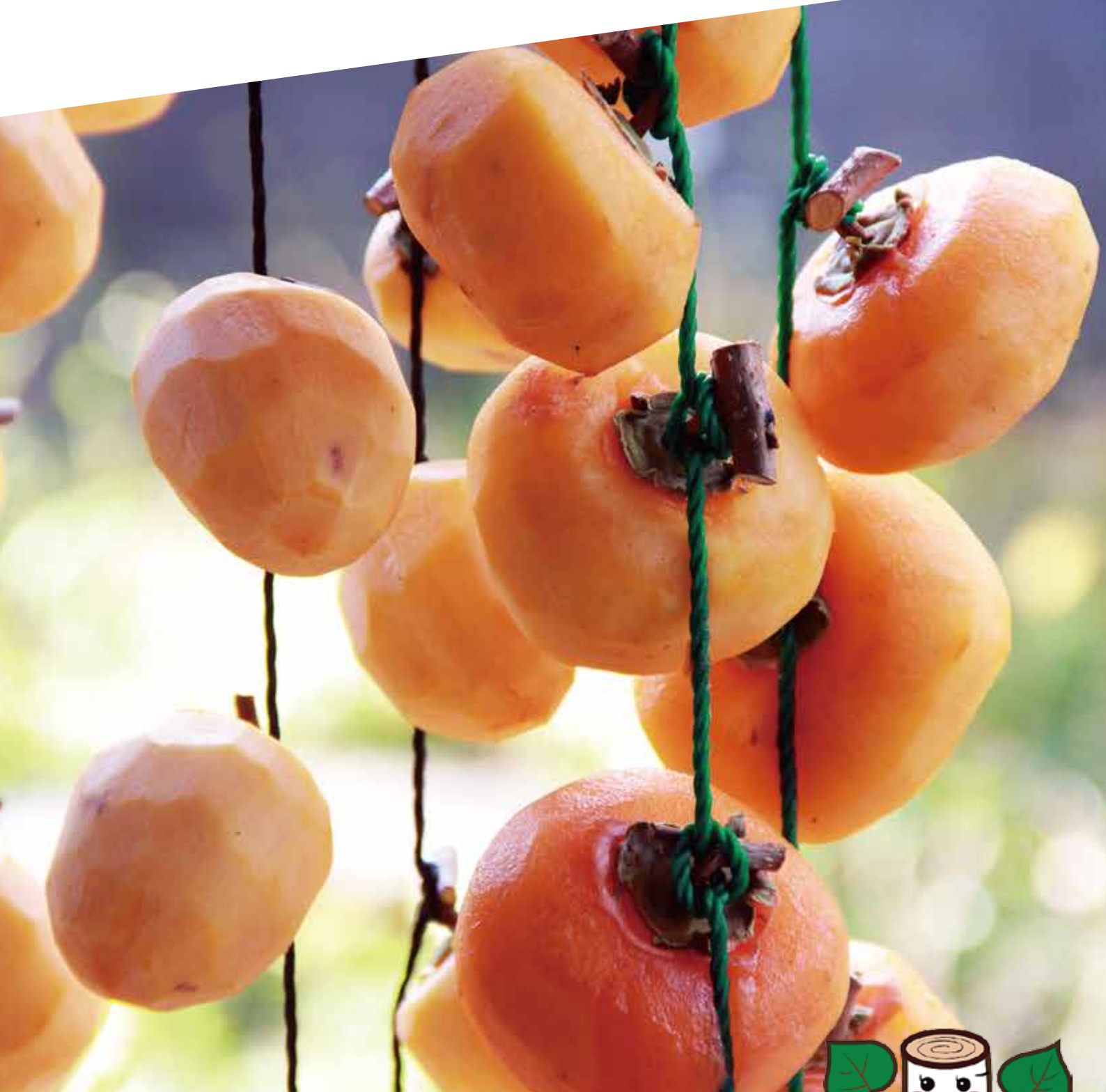
さくほ

2020

No.

171

12.24



「冬支度」 撮影：地域おこし協力隊 山上 雅子

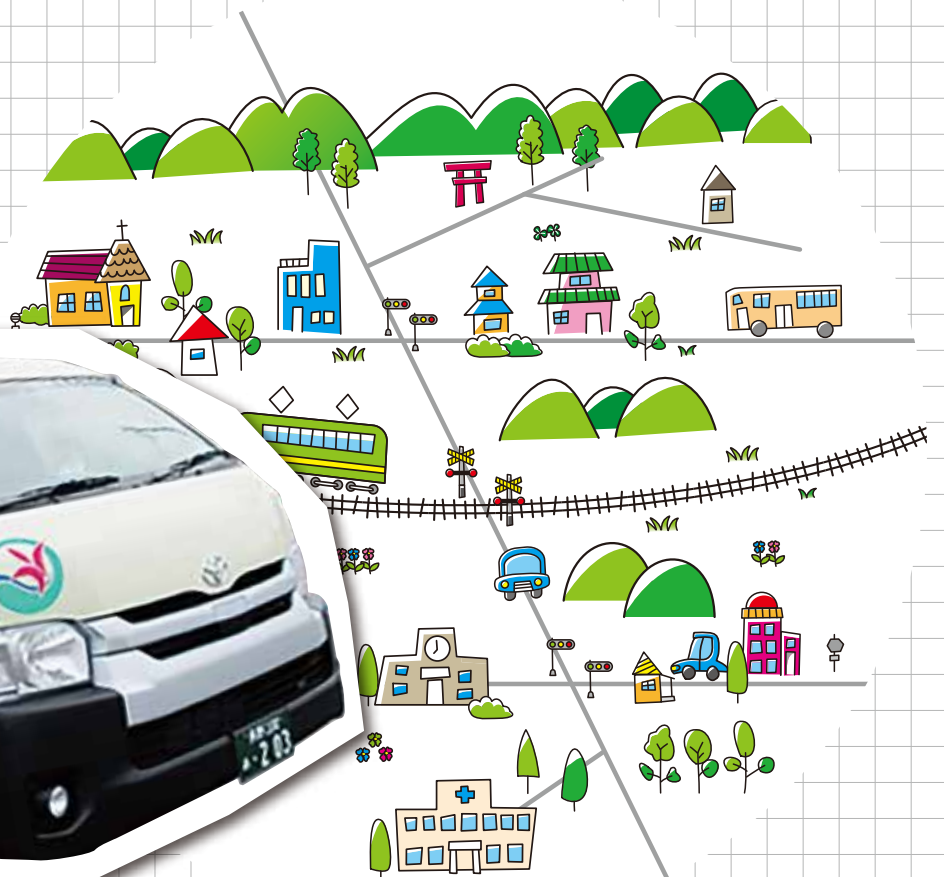
- 主な記事
- | | |
|------------------------|----------|
| 特集①佐久穂町の交通サービス | 2 p～ 5 p |
| 特集②ひとごとではない空き家問題 | 6 p～ 7 p |
| 特集③ぶらりこうみ | 8 p |



しらかぼちゃん

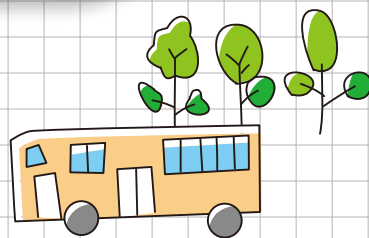
佐久穂町の 交通サービス

佐久穂町には、予約型乗り合いタクシー「げんでる号」というサービスがあります。またげんでる号の運行地域外の方のために「遠隔地タクシー」、そしてげんでる号の車両に乗車困難な方のために「新福祉タクシー」というサービスがあります。本稿では、これらのサービスの利用方法をご案内させていただきます。



げんでる号

登録制で電話予約による乗合タクシーです。
 自宅の近くから病院や商店などまでご利用いただけます。
 運行範囲は佐久穂町内で、運営主体は佐久穂町商工会です。



■運行日

平日のみ運行（土曜日、日曜日、祝日、年末年始、旧盆は運行しません）
 午前8時～午後4時まで（正午～午後1時は運休）

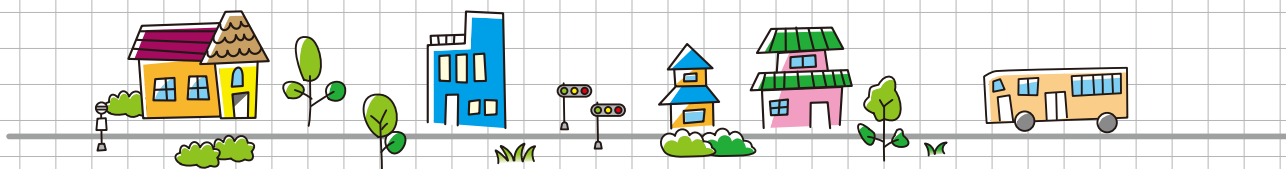
■運行範囲

- ・町内のみの運行です。町外へお出かけする場合は、JR小海線各駅までげんでる号で行き、列車をご利用ください。
- ・目的地によっては、役場で乗り継ぎになることがあります。（追加料金はかかりません）
- ・山間地（八千穂高原など）や別荘地、農地へは運行しません。



■利用できる人

佐久穂町民で、ひとりで乗降できる方なら、どなたでもご利用できます。ひとりで乗降困難な方は、介助者の同乗をお願いします。経済活動での利用はご遠慮ください。



■利用方法

初めてご利用の方は利用登録が必要です。「げんでる号利用登録申込書」を佐久穂町商工会へ提出してください。申込書は佐久穂町ホームページからダウンロードするか、佐久穂町役場、商工会に取りに来てください。

予約の方法

利用する時刻表の30分前までに受付センターへ電話をして、次のことを申し込んでください。

(1) 利用する人のお名前 (2) 自宅の電話番号 (3) 行き先 (4) 希望時間(日)
※朝の第1便(8時便)を利用する場合は、前日(前日が休日の場合は、休日の前の日)に予約してください。

■基本時刻表

その日の予約状況によって、お迎えの時刻が多少異なりますが、おおまかな時刻表により「げんでる号」が運行されます。時間には余裕をもってお待ちください。

	町中方面へ 行き便	自宅へ 帰り便
午前	8:00	8:40
	9:00	9:40
	10:00	11:00
	11:30	
昼休憩(12時から13時)		
午後	13:30	13:00
	14:30	14:00
	15:30	15:00
		16:00

■料金

利用1回(1乗車)につき、以下の料金となります。同乗する介助者も有料です。

区分	料金
おとな	300円
こども(3歳以上中学生以下)	150円
こども(3歳未満)	無料

※現金での乗車もできますが、利用回数券は11枚綴り3,000円と1枚お得です。

利用回数券 販売場所

商工会本所・支所、町役場会計窓口、町立千曲病院、生涯学習館茂来館のほか「げんでる号」の車内で販売しています。

※げんでる号車内での購入はお釣りのないようをお願いいたします。

新福祉タクシー、遠隔地タクシー

■概要

	新福祉タクシー	遠隔地タクシー
目 的	げんでる号の車両に乗車することが困難な方へタクシー代を助成することで、外出をお手伝いします。	げんでる号運行区域外にお住まいの方へげんでる号区域までのタクシー代を助成することで、外出をお手伝いします。
対象者	・佐久穂町内に居住し、住民登録されている方 ・下肢等の機能低下によりげんでる号の車両に乗車することが困難な方	・佐久穂町内に居住し、住民登録されている方 ・げんでる号運行区域外にお住まいの方 ・運転が困難な高齢者又は家族等の援助による移動が困難な方
助 成 内 容	タクシー利用券の交付 （ひと月2枚、年間24枚） ※券1枚毎の額は、お住まいの地域の公民館等から最寄りの佐久穂町役場庁舎及び役場出張所（八千穂福祉センター）までのタクシー運賃相当の額	タクシー利用券の交付 （ひと月2枚、年間24枚） ※券1枚毎の額は、お住まいの地域の公民館等から最寄りのげんでる号運行区域の公民館等までのタクシー運賃相当の額

■利用までの流れ（申請～利用券の交付～利用までの流れ）

①申請

申請書は、役場健康福祉課に用意してあります。また役場職員が身体の状態や家族等の援助の状況等を確認いたします。

②利用券が交付されます

申請について審査した結果、認定となった方に、利用証と金額の入った利用券、ひと月2枚、年間24枚を限度に交付します。

※交付した利用券は、その年度の3月31日までが有効期間です。

③乗るときは

自宅や病院等からタクシーを呼びます。タクシーが来ましたら、乗務員に利用証を提示し目的地を伝えて下さい。

④降りるときは

降車の支払の際は、利用券を乗務員に渡します。運賃が利用券より多い時はその差額の現金等を利用券と合わせて支払います。

※乗車1回につき利用券1枚の使用です。 ※利用券の額は、利用者ごとに違います。

利用できるタクシー会社連絡先

八千穂タクシー ☎88-2064
 小海タクシー ☎92-2133
 千曲ハイヤー ☎62-1010

羽黒下タクシー ☎86-2062
 高原タクシー ☎82-2073

ひとごと
ではない



空き家問題

今や全国的に深刻な問題となっている「空き家」。建物の倒壊・崩壊や火災誘発、犯罪への利用、ごみの不法投棄、悪臭などの衛生の悪化、雑草等の近隣への迷惑・・・など、生活に密接する多くの問題を抱えています。

あなたも空き家を所有することになったり、今住んでいる住居が空き家になったりするかもしれません。

空き家を放っておくと管理責任のある所有者は
以下のようなリスクを負うことになります。

- 1 建物の倒壊による外壁や屋根の落下により通行人にケガをさせた



- 2 ゴミや危険物が不法投棄され、悪臭の発生、タバコの火の投げ捨てや放火などで火災が発生しやすくなる



- 3 雑草や庭木が生い茂り、害虫の発生、ネズミ、野良猫、野生動物などが住みつき、衛生の悪化



- 4 不法侵入され犯罪のアジトになってしまった



空き家所有者には管理責任があります!!

建物の老朽化はもちろんですが、ご近所迷惑の方がはるかに大きな問題です。適切に管理されていない空き家が原因で、近隣住民や通行人などに人的・物的損害を与えた場合、所有者やその相続人が責任を問われ、損害賠償にまで発展することがあります。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、
空き家の適正な管理は、所有者または相続人の責務とされています。

まずは現在の登記を確認しましょう

相続登記^(注)がされず、前所有者（故人等）の名義のままになっていることが多々あります。まず、法務局で現在の登記が現所有者になっているかを確認し、将来のトラブルを防ぐためにも、きちんと登記を済ませておきましょう。

注：相続登記とは、相続を原因とする不動産所有権の移転登記のことです。

手続き先：長野地方法務局佐久支局（佐久市猿久保890-4）
Tel 0267-67-2272

登記手続き・相続等のご相談

長野県司法書士会

無料電話相談：毎週月～金 時間：12時～14時
(登記手続き) 026-232-9110 (相続) 026-232-6110

賃貸・売買に関すること

空き家を賃貸・売買するためには、宅地建物取引業者の協力が必要です。

佐久穂町では、（公社）長野県宅地建物取引業協会佐久支部及び（公社）全日本不動産協会長野県本部と協定を結び「空き家・空き地バンク制度」の運用にご協力いただいています。

（公社）長野県宅地建物取引業協会佐久支部

無料相談：毎月15日（土日祝日の場合は翌日） 10時～15時
場所：佐久支部不動産会館（佐久市跡部169-3） 事前予約：0267-63-7777

（公社）全日本不動産協会長野県本部

無料相談：毎月第3水曜日 13時半～15時半
場所：全日長野会館（松本市島立620-8） 事前予約：0263-48-0939

★上記協会に所属する町内業者

株式会社石井商事 Tel 0267-88-4488
株式会社小林組 Tel 0267-88-2272
有限会社大栄環境開発 Tel 0267-88-3417

[広告欄]

相続で お困りのことはありませんか？

遺言書・家系図作成、申請書や契約書の作成
農地の売買・賃貸借・利用、
地縁団体に関すること
内容証明 墓石仏壇 その他
無料でご相談に応じています



法務局での遺言書保管制度が始まりました。

令和2年7月10日から全国300以上の法務局で実施
法務局に遺言者本人が出向いて申請を行う
法務局では遺言内容の相談には応じていません
手続きには予約・手数料が必要

私たちは遺言の申請や
内容の相談にも応じています。



遺言書を
なくす心配が
なくなる

相続人による
遺言書の
廃棄・改ざんを
防げる

家庭裁判所での
検認手続きが
不要

「がんばろう
佐久穂町
応援チケット」
使えます



1月の無料相談

14日・28日(木) 午前10時～12時
茂来館2階

地元の行政書士に
ご相談ください

小宮山美行 ☎ 0267-88-2386 FAX 88-2386
岡部 親 ☎ 0267-86-3578 FAX 86-1010
竹内 達朗 ☎ 0267-86-3717 FAX 86-3727



今月のテーマ

氷の上の楽しみ

新型コロナウイルスの感染拡大が心配される中で、気軽に遠出できるようにするには、もう少し時間がかかるかもしれません。

今年4月10日に地域活性化のための同盟協定を結んだ佐久穂町と小海町。なかよしになったとなり町に、ぶらりと出かけてみませんか？

知られていないとなり町の魅力を連載で紹介します。（小海町の広報には佐久穂町の情報が掲載されています）

結氷した湖に小さな穴を開け、小さなアタリを楽しむワカサギ釣りは、冬の松原湖の風物詩です。日中でも氷点下がつづく湖上にはった氷の上で、テントを張って黙々と釣るもよし、友達同士でにぎやかに釣るもよし、コンロがあれば温かい飲み物やお酒、その場でのワカサギの調理など、一日中楽しむことができます。道具はすべて湖畔の宿でレンタルできますので、手ぶらでお越しいただけます。ただし、防寒だけは忘れずに！晴れた日には釣りを楽しみながら八ヶ岳の雄大な景色が楽しめます。昨シーズンは十分に結氷せず、釣り期間が短ったため、今年は大物が期待できるかもしれません！（お問合せ 小海町観光協会 0267-93-2005）



松原湖より少し上にある「松原湖高原スケートセンター」は、一周400mの公認リンクが自慢の屋外スケート場です。スケートのメッカである南佐久地域の拠点施設で、このリンクでは平昌オリンピックで金メダルを獲得した南相木村出身の菊池彩花選手も練習していました。大会などのない日は一般の皆様

解放されており、入場料大人1,600円、小中学生800円、小学生未満200円でご利用いただけます。（お問合せ 松原湖高原スケートセンター 0267-93-2380）

松原湖のワカサギ釣りやスケートを楽しみ、八峰の湯で温まって帰れば、素敵な冬の休日になりますよ！ぜひお越しください。

●取材・問い合わせ 小海町総務課 渉外戦略係 ☎0267-92-2525

固定資産税 「家屋」に関するお願い

家屋の新築、増築、取壊しをしたときは

固定資産税は、毎年1月1日の状態で課税されます。

家屋については、このときの状態が下記の3つの条件を満たしていれば、登記・未登記にかかわらず、課税の対象となります。

そこで、令和2年1月2日から令和2年12月31日までの間に、家屋の新築・増築・取壊し等をされた（若しくはされる）方は、住民税務課税務係までご連絡ください。

課税の対象となる3つの条件

1. 土地への定着性

土地に定着しており、基礎があるもの
（ブロック等の上に置いただけで、移動できる建物は対象外）

2. 外気遮断性

屋根と壁（一般的には三方以上・シャッター等含む）による独立した空間を有するもの

3. 用途性

目的とする用途（居住、作業、貯蔵等）に使用できる（工事が完了している）状態にあるもの

※車庫や物置などの簡易な構造の建物であっても、3つの条件を満たしていれば対象となります。

※カーポートタイプの車庫や移動式コンテナハウスなどは、家屋の課税対象とはなりません。

ただし、都市計画制度に基づく確認申請が必要な場合があります。



基礎があり固定されている倉庫は課税対象



ブロックの上などに置いてあり、固定していない倉庫は課税対象外



壁のないカーポートタイプは課税対象外

ご不明な点等は、下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

●問い合わせ先 住民税務課 税務係 電話 86-2526（直通）

中学生の 税についての作文

佐久納税貯蓄組合連合会主催による「税についての作文」の募集が行われ、佐久地域の各中学校から263作品の応募がありました。佐久穂中学校からは25作品の応募があり審査の結果、9年生の渡邊葵さんと山田優希さんのお二人が入選されましたので、お二人の作品を紹介します。

「佐久穂町長賞」

「税を納めるとうるさい」

佐久穂中学校 九年 渡邊 葵

私達の生活と根強く結びついている「税」。その歴史は、女王卑弥呼が支配する邪馬台国では既に始まっていたそう。現代では、「税金」つまりお金を納めており、その種類は約五十種類と多岐に渡る。

ではなぜ、私達は税金を納めるのだろうか。

一つは、「今」の生活を守るためだ。

道路の整備やゴミ処理、警察や消防、さらには医療や介護まで私達の身のまわりには、多くの税金が使われている。もちろん私達が受けている教育にも使われている。これらは全て私達の今の生活を守るためのものなのだ。

税が無いと、火事や事故、災害にあっても誰も助けてくれないし、学校も限られた人しか行くことができなくなる。今の「あつて当たり前」は、実は当たり前ではなく、国や自治体の負担があつてこそのものである。私達の生活は、税金を納めることで成り立っているのだ。

もう一つは、私達の「未来」を守るためだ。

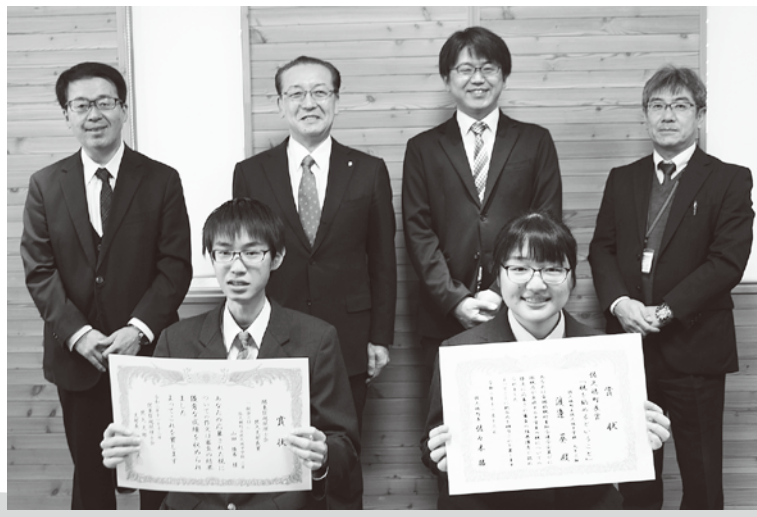
日本の平均寿命は、男性が約八十歳、女性が約八十六歳で、これは四十年前から比べると十歳も延びている。高齢化が進んでいるのだ。その一方で、将来の働き手となる子ども達の出生率は急激に下がっており、少子化が進んでいる。このような少子高齢化社会は日本の大きな問題だ。

老後も安心して暮らしていくためには、社会保

障費がかかる。しかし、その費用を負担する働き手が減っている。すると一人一人の負担が大きくなる。そこで大事なものは損か得かで考えるのではなく助け合いの気持ちを持つことだと思った。みんなが安心して暮らせる社会を実現するために税金を納めることが重要なのだ。

例えば、消費税率の引き上げも一見、損をしたように感じるかもしれない。だが、社会保障の充実や教育費の負担など私達の未来のために使われるのだ。自分の今だけを見てただ批判するのはなく、どうして納めるのか、どのように使われるのか関心を持つことが大切なのではないだろうか。私は、今まで税についてよく知らなかった。知っている税といえば消費税ぐらいだったし五十種類もあるなんて思わなかった。しかし、この作文を書くにあたって、税金はただたくさん種類があるのではなく、一つ一つにしっかりとした意味があることを学んだ。身近なものにも税が使われているので難しいもの、よく分からないもので終わらせてしまおうのではなく、しっかりと理解する努力をしていきたい。将来、自分が納める税金は、知らない誰かのために使われるかもしれない。だが、同じように知らない誰かが自分の生活を支えてくれているのだから、感謝の気持ちを忘れずに生活したいと思った。

受賞者 山田さん（前列左）、渡邊さん（前列右）
南佐久納税貯蓄組合 井出会長（後列右から2番目）
佐久穂中学校 矢崎校長先生（後列右）



「税金とは」

「関東信越税理士会 佐久支部長賞」

佐久穂中学校 九年 山田 優希

そもそも税金とは何でしょうか。大きく言えば日本社会全体を支えることです。税金といえば所得税・住民税・法人税・消費税・自動車税・たばこ税・酒税のように様々な種類が存在します。僕たちは生活するうえでこれらの支払いを行っています。税金とは税金が徴収されるのか。税金とはシンブルにいうと、国や地方公共サービスへの対価です。つまり個人では現実しにくい、健康管理などのサービスに対し納めるお金のことです。これは憲法三十条「納税の義務」や同法八十四条の租税法律主義で定められていることです。租税法律主義とは、租税を課し徴収することは国会の定める法律によらなければならないということです。つまり、納税は日本国民の義務であり法律によるということが、国の最高法である憲法で決められています。

た側に代わって税金の支払いをする間接税にわかれます。

僕は、税というものを深く考えたことがありませんでした。税についての作文を書いて色々学んだこと、分かったことがありました。税金についての知識がない、関心がない、そういった人は非常に多いようです。「税金って何？」と聞かれた時、皆さんは何と答えますか。僕たちが納めた税金は、僕たちの生活を色々な場面で支えてくれています。

税金を納める場所は、国と地方自治体の2ヶ所です。国に納める税金は国税、地方自治体に納める税金は地方税として分けて考えられ、国税も地方税も、それぞれ国と地方で様々なことに使われています。また、同じ税金であっても一部を国に、一部を地方に納めるような場合もあり、例えば消費税は、国に納める分と地方消費税として地方自治体に納める分があります。税金は、直接国や地方自治体に納める直接税と、物などを買った際に税金分を上乗せして支払い、物を買った側が買っ

全体のとめとして、成長した結果どのように考え方や生活を改善したいか。税金とは、弱者を守るべきものでなければいけないと思った。「消費税」という名の小さな助け合いへの参加。「税金を取られる」という表現が日本中から消えてなくなったとき、きっとたくさんの人が笑っている。

「税金」という名の手助けを沢山していきたい。「税」とは人を幸せにするものであると思う。正しい税金のあり方を判断できる人間になりたいと思う。税金が最大限の力を発揮することを、僕は信じています。これから納税者となっていく僕自身も税金について知っていくことが大切であると思いました。自分も気付かないうちに色々な人に支えられている。お互いに助け合うこと。それが「税金」だと分かりました。



令和3年度 佐久穂町会計年度任用職員の募集

佐久穂町では令和3年度に任用する会計年度任用職員を募集しています

- ◆受付期間 令和2年12月21日(月)から令和3年1月22日(金)まで【土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く】
- ◆資格 概ね65歳未満の方
- ◆任用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間で任用が必要な期間
- ◆申込方法 「佐久穂町会計年度任用職員任用申込書」を役場総務課庶務係へ提出してください。※郵送可
(資格免許等が必要な職種は、証明するものの写しを添付してください。)
「申込書」の様式は、町のホームページからダウンロードするか、役場総務課庶務係に用意してあります。
- ◆注意事項 申込書を提出されても、必ずしも任用されるとは限りませんのでご了承ください。
また募集人数は今後、変動することがあります。

令和3年度 募集職種一覧

勤務地	職種	業務内容	資格・条件	募集人数	報酬単価	勤務形態	担当課・係
役場 庁舎	一般事務員	窓口事務 (戸籍・住民異動・各種証明等)	普通免許	2	904円～/時	週5日/ 7.5時間勤務	住民税務課 住民係 Tel86-2527
	介護認定調査員	介護認定調査 (包括支援センター)	看護師等	3	1,103円～/時	週2～5日/ 5～6時間勤務	健康福祉課 高齢者係 Tel86-2528
八千穂 レイク	一般事務員	管理・案内	普通免許	7	904円～/時	週2～5日/ 7.5時間勤務	産業振興課 商工観光係 Tel86-1553
八千穂 高原 別荘	別荘管理員	別荘管理	普通免許	1	173,806円～/月	週5日/ 7.5時間勤務	産業振興課 商工観光係 Tel86-1553
	別荘管理補助員	別荘管理補助	普通免許	3	1,002円～/時 (904円～/時)	週1日/ 7.5時間勤務	
佐久穂 小中学校	学校図書館司書補	図書館事務	普通免許	2	904円～/時	週5日/ 7.5時間勤務	こども課 学校教育係 Tel86-4940
	学校校務技師	学校校務	普通免許	1	1,071円～/時	週5日/ 7.5時間勤務	
	学校事務補助員	学校事務	普通免許	1	904円～/時	週5日/ 7.5時間勤務	
	学校養護補助員	学校養護	看護師	1	1,103円～/時	週3日以内/ 7.5時間勤務	
	学校児童介助員	児童介助	普通免許	2	1,002円～/時	週5日/ 6時間勤務	
	学校給食調理員	給食調理	調理師免許 を有しな くても可	5	904円～/時	週5日/ 7.5時間勤務	
				1	904円～/時	週5日/4.5時間勤務 (うち週1回7.5時間勤務)	
				1	904円～/時	週3日/4.5時間勤務 (午前のみ勤務)	
茂来館	文化財事業補助員	文化財事業補助	経験のある者優先	1	181,161円～/月	週5日/ 7.5時間勤務	生涯学習課 文化財・芸術係 Tel86-2041
老人 保健 施設	介護員	介護員	夜勤のできる者、「介護福祉士」優先	11	151,258円～/月	週5日 日勤、夜勤あり 右記①～⑤	老人保健施設 さやか Tel86-5330 【勤務時間】 ①日勤 8:30～17:00 ②早出 7:00～15:30 ③遅出 11:00～19:30 ④夜勤 16:00～9:00 ⑤半日勤 8:30～12:30
				5	960円～/時	週2～5日 日勤 右記①～③、⑤	
	看護師	看護師	看護師または准看護師	2	174,193円～/月	週5日 日勤、夜勤あり 右記①～⑤	
				3	1,105円～/時	週2～5日 全日勤 右記①	
保育園	保育士	保育士	保育士 (幼稚園教諭も可)	21	1,047円～/時	週5日/ 7.5時間勤務	こども課 保育園係 Tel86-2340
				11	1,047円～/時	延長保育 (早朝・夕方)	
				3	1,047円～/時	休暇等代替	

問い合わせ先：佐久穂町役場総務課庶務係 ☎0267-86-2525

information

お知らせ

佐久穂町公民館出前講座「花岡遺跡公園について知ろう」の開催について

■問合せ 佐久穂町公民館 ☎0267-86-2041／花岡地区 サロン係 新津 ☎0267-86-3888

町民の皆さん、花岡遺跡公園を知っていますか。この地籍は戦国時代に烽火台としての役割を持った場所として長年伝承されてきたのですが、平成6年の発掘調査で城館の跡が確認され、むしろ山城だったのではという説が主流になりました。

このような遺跡文化を伝承すべく、地元有志が中心になり旧佐久町の財政支援を受け、花岡遺跡公園を作り、花岡地区で草刈りや清掃をし、管理してきました。開設後20数年の経過で、展望台が老朽化していたのですが、昨年修復されました。

これを機会に改めて、花岡烽火台及び花岡城について、町民の皆さんもご一緒にお話を聞き、令和3年新年のひと時、戦国時代にタイムスリップしてみても如何かと思ひまして、佐久穂町公民館の出前講座を次のとおりご案内いたします。

■期日 令和3年1月15日（金）

■時間 午後1時30分～

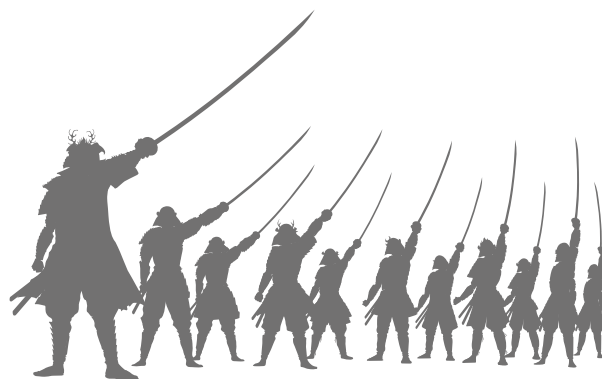
■場所 花岡公民館

■講師 大工原 千恵さん 他

■その他

・マスク着用でご参加願います

・駐車場が狭いので、乗り合わせてお越しください



お知らせ

佐久穂町経営持続支援金について

■問合せ 産業振興課 商工観光係 ☎0267-86-1553

町では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上が減少し、事業経営に大きく影響を受けている町内事業者の皆様の事業継続のための支援金を給付します。

■対象者

町内に事業所を有する中小企業事業者等で引き続き事業を継続すること。

令和2年における売上が、前年同月比のいずれかで2割以上5割未満減少していること。

■支援金額

給付金額は1事業者（1法人1個人）あたり30万円を上限に、1回限りとなります。

（1）前年同月比で売上が30%以上50%未満の方にあっては30万円

（2）前年同月比で売上が20%以上30%未満の方にあっては20万円

■対象となりうる方

●会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）

●個人事業主

●農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）

■対象とならない方

「佐久穂町宿泊施設支援給付金」「佐久穂町飲食店及び喫茶店新型コロナウイルス感染拡大防止対策給付金」「佐久穂町農林水産物製造加工事業者経営維持給付金」を受給された者及び申請する者

売上減5割以上の者は、国の「持続化給付金」が申請できますので、この支援金の対象となりません。

■申請受付期限

令和3年3月5日まで

■申請方法

産業振興課商工観光係へ申請書を提出

information

お知らせ

こどもセンターさくほっこからのお知らせ

■問合せ 佐久穂町こどもセンター ☎0267-86-2123

☆さくほっこの行事は、感染症対策の為、全て予約制です。定員は各6組～8組、参加費無料、対象者は就学前のお子さんと保護者の方です。

☆予約受付期間は、1月行事全て、12月21日（月）～12月28日（月）です。

『1月 こどもセンターさくほっこ行事』
～♪さくほっこdeリトミック♪～

■日時：1月12日（火）

①乳児の部 10：00～10：45

②幼児の部 11：00～11：45

■場所：こどもセンターさくほっこ ホール1

音楽に合わせて体を動かします。動きやすい服装でお越し下さい。

『すくすくTIME』

■テーマ：「歌おう！作ろう！

みんなでやってみよう！」

■日時：1月8日（金） 10：00～11：00

■場所：こどもセンターさくほっこ ホール1

『よみきかせ&おたんじょう会』

～図書館司書による読み聞かせと

さくほっこスタッフによるお誕生会～

■日時：1月26日（火）

10：00～ 手形アート作り（お誕生児のみ）

10：30～ よみきかせとお誕生会

■場所：こどもセンターさくほっこ ホール1

お誕生児以外のお子さんと保護者の方も是非ご参加ください♪

『就労支援講座』

■テーマ：「就職活動の進め方について」

■日時：1月28日（木） 10：00～12：00

■場所：こどもセンターさくほっこ ホール1

講座終了後、個別相談もできます。

お子様連れでご参加頂けます。

佐久穂町こどもセンター さくほっこ
〒384-0503 佐久穂町大字海瀬309番地
（旧佐久中央小学校）
TEL・FAX 0267-86-2123

お知らせ

女性限定の合同会社説明会の開催について

■問合せ 長野県産業労働部
労働雇用課 ☎0120-64-0234

女性の就労支援のため、下記のとおり合同会社説明会を開催します。今年度は感染症予防対策のため事前申し込みが必要です。

「女性限定 合同会社説明会」

日時	場所
令和3年1月25日（月） 10時30分～12時30分	佐久市市民創健センター （佐久市猿久保165-1）
令和3年2月18日（木） 10時30分～12時30分	上田創造館 （上田市上田原1640）

☆簡易履歴書を会場で用意しています！

事前に用意いただくものはなく手ぶらでご参加いただけます。

☆年齢不問、普段の服装でお越しください。

【申込先・お問合せ先】

長野県 女性の就業支援事業 事務局

電話：0120-64-0234

受付時間：9時30分～17時00分

（土・日・祝日を除く）

パソコン・スマートフォンから：

e-cure.jp/seminar/

—[広告欄]—

☆ふとん丸洗いのおすすめ！（高温殺菌処理なので安心）

☆保管サービス！（「助かります」とのお客様からの声をいただいております）

かさばる羽毛ふとん・こたつふとん・毛布・カーペットなど、丸洗い後、次期シーズンまで、当店でお預り致します。

安心できる専門店で
お任せ下さい。



寝具レンタル 丸洗い (有)出浦ふとん店

TEL0267-88-2103 FAX88-2939

information

News

佐久穂町消防団に長野県知事から感謝状が贈呈されました

■問合せ 総務課 庶務係 ☎0267-86-2525

令和元年東日本台風災害において、水防活動や避難誘導といった防災活動に対し、佐久穂町消防団に長野県知事から感謝状が贈呈されました。

11月19日、青木成実消防団長から佐々木勝町長へ報告がされ、町長から消防団の災害時における懸命な活動にあらためて謝意が述べられました。



お知らせ

図書館だより

■問合せ 佐久穂町図書館 ☎0267-86-7020

■年末年始の休館日のお知らせ

12月28日（月）～1月4日（月）までお休みさせていただきます。

返却本はブックポストをご利用下さい。

1月5日（火）から、開館いたします。

皆様のご利用をお待ちしております。

■雑誌付録くじ引き

期間 令和3年1月5日（火）～

※なくなり次第終了です。

対象 貸出をした方で希望者 1人1回

方法 希望する雑誌付録のくじを引く。

引いた番号の付録をその場でお渡し。

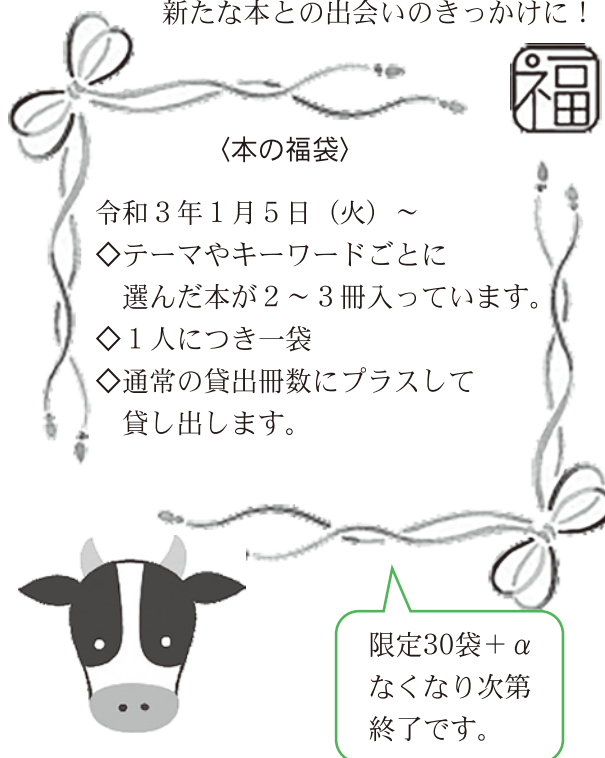
■とちの実おはなし会

日時 1月9日（土） 15:00～15:30

場所 イベントギャラリー

内容 絵本の読み聞かせ ほか

新たな本との出会いのきっかけに！



〈本の福袋〉

令和3年1月5日（火）～

◇テーマやキーワードごとに

選んだ本が2～3冊入っています。

◇1人につき一袋

◇通常の貸出冊数にプラスして

貸し出します。

限定30袋+α
なくなり次第
終了です。

☆詳しくは館内チラシでご確認下さい。

information

お知らせ

お薬手帳は1冊にまとめ、活用しましょう

■問合せ 住民税務課 国保年金係 ☎0267-86-2527／健康福祉課 健康づくり係 ☎0267-86-2528

■「お薬手帳」をお持ちですか？

お薬手帳とは、あなたが病気やけがで病院にかかったとき、医師が処方した薬や治療歴などを記録するための手帳です。医療機関や薬局などで配布されます。

■なぜ、お薬手帳が必要なの？

お薬手帳には、今までに処方された薬の名前や時期・量などが、継続的に記録されています。

緊急時やいつもとちがう医療機関・薬局に行っても、いつも飲んでる薬や治療歴がわかり、円滑に治療・処方を受けられます。

また医師や薬剤師、ケアマネージャー、介護サービス事業者などのあなたに係わる方たちの間で情報を共有することができます。

■お薬手帳は1冊にまとめましょう！

お薬手帳がいくつもあると、医師や薬剤師に薬の情報が正しく伝わりません。複数の医療機関や診療科にかかった場合、同じ効果の薬を2倍飲むことになったり、飲み合せの悪い薬が処方されたりする恐れがあります。

れがあります。

お薬手帳を1冊にまとめることで、あなたの健康を守ります



お知らせ

国民年金保険料を納付書で納めている皆さまへお知らせ

■問合せ 小諸年金事務所 ☎0267-22-1080／住民税務課 国保年金係 ☎0267-86-2527

国民年金保険料を口座振替やクレジットカードでお支払いすることが出来ます。

■3つのおすすめ

1. 金融機関等へ行く手間が省けます。
2. 保険料の納め忘れがありません。
3. 口座振替は前納割引で、さらにお得。

■お申込み方法

口座振替を希望される方は「国民年金保険料口座振替納付申出書」または「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」をお近くの年金事務所へご提出ください。

令和3年2月28日までにお申込みいただいた方が令和3年度の保険料割引の対象となります。

※クレジットカードの利用限度額について、保険料額を上回っている必要があります。また、分割払い、リボ払い等のご利用できません。

■令和2年度国民年金保険料額

(円)

	現金納付	口座☆	カード★
月額	16,540	16,540	16,540
早割	無し	16,490	無し
6カ月	99,240	98,110	98,430
1年	198,480	194,320	194,960
2年	397,800	381,960	383,210

☆口座振替納付について、早割（各月額50円）、6カ月前納（1,130円）、1年前納（4,160円）、2年前納（15,840円）の保険料額が割引されます。

★クレジットカード納付について、6カ月前納（810円）、1年前納（3,520円）、2年前納（14,590円）の保険料額が割引されます。

※国民年金保険料額は毎年見直しされます。

■お問い合わせ先

小諸年金事務所
住民税務課 国保年金係

information

お知らせ

がんばろう佐久穂応援チケット発売中です

■問合せ 産業振興課 商工観光係 ☎0267-86-1553

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、皆様の日常生活や町内経済活動に大きな影響をおよぼしていることから、皆様の生活支援と町内経済の活性化を目的に「がんばろう佐久穂応援チケット」を販売中です。

多くの皆様ご購入くださいますようお願いいたします。

■プレミアム率

50%

1セット5,000円で販売し7,500円利用可能

1セット2,500円お得なチケット

■チケット内容

- ・一枚500円 15枚1セット
- ・大型店専用券、一般店券の2種類
- ・一般店では、大型店専用券も併用できます
- ・大型店専用券7枚 一般店券8枚 計15枚

■購入限度額

一人4セット迄 販売価格で20,000円迄

■販売日

役場開庁日の令和3年1月29日（金）まで
午前9時から午後5時
（土・日・祝日の販売はいたしません）

■販売場所

役場・八千穂福祉センター

■チケット利用期限

令和3年2月28日（日）まで

※購入時には、購入申込書兼引換券をご持参していただき、感染症予防へのご理解ご協力をお願いいたします。



お知らせ

がんばろう佐久穂応援チケットの給付について

■問合せ 健康福祉課 福祉係 ☎0267-86-2528

町では、10月から新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的負担を負った低所得者・子育て世帯などを生活支援するため、「佐久穂町がんばろう佐久穂応援チケット」を給付しています。

■給付対象者

令和2年9月1日現在に佐久穂町の住民基本台帳に登録されている方で、次のいずれかに該当する方

- ①令和2年度分の住民税（均等割）非課税世帯の方
- ②福祉医療費給付対象者
- ③20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の方
- ④大学等（大学院を除く大学、短期大学、専修学校、各種学校）に在学する学生を扶養としている方（学生証等の写しを持参して下さい）町外在住の方も対象となります。
- ⑤新型コロナウイルス感染症に起因する事由により令和2年度の国民健康保険税、介護保険料が減免となった方

⑥新型コロナウイルス感染症に起因する事由により解雇され、令和2年9月1日現在において就労していない方（離職がわかる雇用保険受給資格者証又は雇用保険被保険者離職票の写しを持参して下さい）

⑦令和2年9月2日から令和2年12月31日までの間に出生により佐久穂町住民基本台帳に記載された方
ひとり2冊の商品券を給付します。

■申請受付期間 令和3年1月29日（金）まで

■申請場所

・佐久穂町役場1階、八千穂福祉センター

■申請時に必要なもの

- ・身分証明書等の確認書類（自動車免許証・保険証等いずれ1つ）
- ・商品券交付申請書（町から郵送された方）
- ・印鑑

information

お知らせ

可燃ごみのダイエットをしましょう。

■問合せ 住民税務課 生活環境係 ☎0267-86-2552

令和元年度に佐久穂町から排出された可燃ごみはおよそ1,664トン。8,700万円の処理費用がかかりました。可燃ごみは、ほんの少しの工夫をするだけで減らすことができます。今月は、すぐに始められる方法を紹介していきます。

①紙箱などは資源になります。

食料品や日用品の紙箱もちゃんとリサイクルできます。その他紙として、処理業者に買い取ってもらえますので可燃ごみで捨てずにリサイクルしましょう。

②生ごみの水切りをしてすっきりダイエット

野菜のくずなどは、太陽に当てて乾燥させればかなりの水分が飛ばせます。水切りネットの生ごみは最後にギュッとひと絞りしましょう。

③食品ロスを減らして、適量をおいしくいただきます。

食への感謝とともに『もったいない』を大切に、食品ロスを含むごみの減量にご協力をお願いいたします。

すぐに始められる方法を一部紹介させていただきました。ほんの少し工夫するだけでごみを減らすことができます。素敵にごみダイエットを佐久穂町みんなで実践しましょう。

お知らせ

使用済小型家電のリサイクルについて

■問合せ 住民税務課 生活環境係 ☎0267-86-2552

佐久穂町では、使用済小型家電を、町内施設3か所でのボックス回収と、月1回収集される不燃ごみからのピックアップ回収をしています。

回収品目は、電気、電池で動く製品で、回収された小型家電は認定業者にわたりそのほとんどがリサイクルされます。

ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、リサイクルにご協力をお願いいたします。

■回収場所

佐久穂町役場・八千穂福祉センター・茂来館

回収ボックスは、施設内に設置していますので、開庁・開館時間中に出してください。

お知らせ

事業所などの照明器具の適正な処理のお願い

■問合せ 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課 ☎0267-63-3166
長野県 資源循環推進課 ☎026-235-7187

事業所などに設置されている照明器具の安定器に、人体に有害なポリ塩化ビフェニル（PCB）が含まれている可能性があります。

PCB使用電気機器は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、令和5年3月末までに適正な処分が義務付けられています（罰則規定があります）。

昭和52年3月までに建築・改修された事務所や店舗、倉庫、工場などで、PCB使用電気機器が使われていたり、保管されていないか速やかに確認し、見つかった場合は交換及び適正な処分をお願いします。

PCB使用安定器かどうかの判別については、安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、製造年月等の情報から判別することができますので、各メーカーへ問い合わせるか、日本照明工業会のホームページを参照してください。

※安定器とは、照明器具の裏側などに設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことです。

なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものではありません。

■出せないもの

○家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）

○パソコン（資源有効利用促進法に基づくPCリサイクルをご利用ください。）

○電気毛布

○木製家具類

※回収品目以外を出すと、不法投棄になります。その場合は警察に通報しますので、適切に処理してください。

※回収ボックスに投入するときは、必ず電池、蛍光管、電球を抜いてください。

詳しくは、町のホームページをご覧ください。

information

お知らせ

「炭焼き体験教室」開催のお知らせ

- 問合せ 佐久穂特用林産物生産者組合
組合長 小林 守正 ☎090-4180-2529

佐久穂特用林産物生産者組合では、下記の期間で「炭焼き体験教室」を開催します。様々な用途に使える「木炭」を薪割りから窯の火入れ作業や窯出し作業まで体験いただける良い機会ですので皆様のご参加をお待ちしております。

■日時 令和3年1月13日（水）～2月7日（日）

■時間 午前9時～午後3時片付け終了

■参加費 無料

■申し込み 不要

※参加をご希望される方は、期間中に直接会場へお越しください。

■持ち物 当日の昼食、軍手、マスク等

■会場住所 佐久穂町大字八郡290-5
組合製炭加工施設

※感染症予防対策をしてお越し下さい。

◎イベントの開催について

炭焼き窯で芋やピザを焼く会を開催します！

1月31日（日） 午前9時～午後3時

※参加を希望される方は事前に電話連絡をお願いします。

お知らせ

令和2年度狩猟免許講習会及び試験日について

- 問合せ 佐久地域振興局林務課林務係 ☎0267-63-3152
佐久穂町役場産業振興課林務係 ☎0267-86-2529

野生鳥獣による農作物被害が増えております。

被害を防ぐには、防護柵の設置や鳥獣捕獲等が対策の一つです。捕獲するためには、狩猟免許が必要になります。次の日程で行われますので、取得を希望される方は、申し込み期間内に佐久地域振興局林務課林務係へお申込み下さい。

■場所 佐久合同庁舎

■初心者講習会 令和3年2月10日（水）

■狩猟免許試験日 令和3年2月20日（土）

講習会・試験共に8：30～17：00までです。

■申込期間 令和3年1月18日（月）
～1月29日（金）

■対象者 県内に住所があり、かつ18歳以上の方。
銃猟免許については20歳以上の方。

■講習料・テキスト代 3,400円

■試験手数料 1種毎に5,200円

申込用紙は、役場産業振興課林務係にもございます。

イベント

第16回人権フェスティバル in 佐久穂

- 問合せ 住民税務課 人権政策係
☎0267-86-2527

■と き 令和3年2月7日（日）13：00～14：45

■ところ 佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」
メリアホール

■プログラム

12：30～ 受 付
13：00～13：10 開 会
13：10～13：20 合 唱 コーラスフィオレンテ
13：20～13：30 人権作文発表
佐久穂小学校
佐久穂中学校生徒
13：40～14：40 講 演
14：40～14：45 閉 会

【講師】

山元加津子（やまもとかつこ）さん
・作家、元養護学校教諭

*テーマ等詳細につきましては、後日全戸回覧にてお知らせ致します。



information

お知らせ

佐久平斎場の 年始火葬業務休業のお知らせ

■問合せ 佐久平斎場 ☎0267-88-8321

■火葬業務について

令和3年1月1日（金）は休業します。なお、1月2日（土）以降は通常業務です。

■火葬受付について

佐久平斎場休業中も通常通り予約受付システムにて、24時間予約受付業務を行います。ペット火葬については、事前に電話での予約が必要となります。休業日以外の開場時間内に、問合せ先までお問い合わせください。

■開場時間

午前8時30分から午後5時15分まで
（1月1日及び友引日は休業）



お知らせ

介護福祉士・社会福祉士 修学資金貸付事業のご案内

■問合せ 長野県社会福祉事業団 本部事務局
☎026-228-0337

介護・福祉の仕事を目指す皆さんへ

介護福祉士・社会福祉士資格取得のための学費を無利子で貸付します。

■貸付対象者

これから介護福祉士または社会福祉士養成施設に在学する方。

養成施設を卒業後、長野県内の社会福祉施設などで、介護または相談援助の業務に従事する意思のある方。

■貸付額 学費相当50,000円以内（月額）

入学準備金200,000円以内（入学年度）

就職準備金200,000円以内（卒業年度）

国家試験受験対策費用40,000円以内 等

■貸付期間 在学期間中

■返還免除

以下の全ての条件を満たした場合、貸付額が全額免除となります。

養成施設を卒業後1年以内に介護福祉士または社会福祉士の登録をし、長野県内に所在する厚生労働省が定める社会福祉施設等で介護または相談援助の業務を継続して5年間従事すること。

お知らせ

ためらわず正しく使う110番

■問合せ 佐久警察署
☎0267-68-0110

「110番」は、緊急の事件や事故が発生した際、その被害者や目撃者等から、いち早く通報を受け、負傷者の救護や犯人検挙などの警察活動を迅速、的確に行うための緊急通報用電話です。

地域の安全・安心を守るため、110番の正しい利用をお願いします。

■「110番」通報のポイント

110番通報をする場合、深呼吸するなどして落ち着いてから警察官の質問に答えてください。

①何がありましたか？⇒交通事故、泥棒など

②場所はどこですか？⇒市町村名・番地、目標物

③いつのことですか？⇒たった今、〇分前など

④犯人は？⇒人数、性別、年齢、身長、体格、服装、逃走方向など

⑤今どうなっていますか⇒被害状況など

⑥通報者の住所、氏名など

■不要・不急の110番通報はしないでください

いたずら電話のような「不要」の電話、相談や各種照会、問い合わせといった「不急」の電話は、真に緊急を要する事件・事故への対応を妨げる原因になります。

○相談は「#9110」又は佐久警察署、最寄りの交番 駐在所へお問い合わせください。

地域おこし協力隊員コラム

「これからもよろしく」

地域おこし協力隊 炭谷 茜



地域おこし協力隊として、佐久穂町より委嘱を受けて活動しておりますが、2021年3月で3年間の任期満了となります。その間、今回も含め4回、約一万人の皆様に言葉をお伝えする機会をいただきました。お読みいただきありがとうございます。

地域おこし協力隊制度の目的は概ね、地域の課題解決の役に立つ活動をするなかで関係性を築き、定住定着を図ること。3年前は、この町に定住できるかどうか見通せませんでしたが、今は大日向で定住先を探しています。

まちづくりに必要なのは「よそ者、若者、馬鹿者」という使い古されたフレーズがあります。よそ者に期待されることは概ね「その土地の常識に縛られず客観的に地域をとらえることができる」こと。そういう点では、私はすっかり客観性を失ってしまったかもしれません。この町に来て「若い人の視点で」「新しい感覚で」と創造的な発想や発言を期待される場面も多々ありました。むしろ私は、素人が地域を語る前に、ここで暮らしてきた人と共感できることを増やしたいと活動してきました。その結果、移住当初は感動したことも、憤りを感じたことも私の常識となり、この町への愛着は確かなものになりました。町への愛着とはなんぞや、それは周囲との強い信頼関係ができたということです。

今日は、失敗も重なり頭の中が混乱した一日でした。しかし、空き家の相談で喜んでもらえたり、大好きな農家さんの林檎のデザートをいただいたり、元気かなと気になっていた人に偶然会えたり、仲間の一言に救われたり、笑顔も多い一日でした。困ったとき、背中を押してほしいとき、それぞれの分野で相談できる人の顔がすぐに浮かびます。まるで、家族のように安心できる関係性が、町中に張り巡らされているような感覚です。協力隊としての3年があったから、ここで暮らす覚悟ができました。



運営にかかわるハーブティーブランド「レティファーム」

引き続きこの町で暮らします。これからもよろしく。

<プロフィール>

千葉県松戸市出身。大日向在住。

2018年4月より佐久穂町地域おこし協力隊に着任。

ハーブティーブランドや宿の運営などに関りながら佐久穂町で暮らしていくこと決めました。

ブログ：さくほの場合は。 <https://sakuhodekurasu.hatenablog.com/>



さわめびと

発掘!

子育てをしながら、地元のFMラジオ局でパーソナリティを担当。



ほそかわ あつこ

細川 敦子さん

1985年宮城県仙台市生まれ。父親が転勤族だったため、子どもの頃は各地を転々。大学卒業後の12年、東京の印刷会社の同僚と結婚し、夫の故郷佐久に。『週刊さくだいら』のライターとして5年間地域の情報を取材。17年、妊娠を機に退職し、今年4月からFMさくだいら『おつかれさんでGO!!あした』のパーソナリティを担当(月曜日)している。家族は夫と2歳10カ月の息子の3人。昨年、佐久市から夫の実家佐久穂町に転入。海瀬在住。

「地域で暮らしやすくなるにはどうすればいいか。地域の人に参加してもらえらる番組に、そして私とおなじような層の人に聴いてもらえらる番組にしていきたいと思っています」

パーソナリティになった
かったわけじゃないん
ですけど、でも、ラジ
オに出られるってうれしいじや
ないですか」

と笑顔を見せる細川敦子さん。
FMさくだいら夕方の生活情報
番組『おつかれさんでGO!!あ
した』(四時〜六時半)の月曜
日担当のパーソナリティだ。

北陸新幹線佐久平駅1Fにあ
るFMさくだいらオープンスタ
ジオ。調整盤などの機器類を操
作しながらマイクに向かい、二
時間半の生放送を一人で切り盛
りする。明るく、歯切れのいい
しゃべり。始めて半年あまりと
は思えない鮮やかな仕事ぶりだ。
「地域の情報を知って、地域の
ことをもっと楽しんでほしい。
そのために自分の知っている情
報をどんどん発信しようと思っ
ています」

結婚を機に夫の故郷佐久に來
たのが二〇一二年。移住後、『週
刊さくだいら』で地域の情報を
取材するライターになった。
「営業事務か何かかと思つたら、
想定外のライターの仕事を任さ
れちゃつて」

ライターの経験はゼロ。それ
でも、持ち前のがんばり精神で
仕事をこなす。一七年妊娠を機
に退職。翌一八年男の子を出産
した。

出産後一息ついた頃に、まわ
りに移住者が増えてきたこと、
孤立している子育てママが多い
ことに気がつく。そうした人た
ちに自分が佐久に暮らししたなか
で得た情報を役立ててほしいと
思った。

「そんなことを周囲に話してい
たら、だったらラジオのパーソ
ナリティをやってみない」とい

う話が舞い込んだんです」
ラジオは小さい頃から聴いて
きた大好きなメディア。いいチ
ャンスかもしれないと思つたが、
嫁に來た手前、遠慮するところ
もあつた。

「ところが義理の両親に相談し
たら、いいんじゃない?」つて
いいところに嫁に來たと思いま
した(笑)」

履歴書を出すと、即採用が決
定。昨年十二月から今年の三月
まで、前任のパーソナリティの
仕事を見て勉強し、四月から番
組を任された。事前に渡される
のは進行表のみ。内容について
の打ち合わせはまったくない。
「最初の頃は、時間があまつて
どうしようというときもありま
した(笑)」

リスナーからのメールを読ん
だり、リクエストのCDをかけ
たり、ニュース、天気予報、道
路情報を伝えたり、各コーナー
を手際よくさばっていく。そば
にディレクターがいるわけでも
なく、すべて敦子さんが時計を
見ながら番組を進める。

友人のクリエイティブディレ
クター、小島美里さん(御代田
町)との「team OHAY
ASHI」のコーナー、『幸せ
のレシビ』では地域のお母さん
たちのインタビュを交えなが
ら子育て世代に役立つ情報を届
けている。

「週刊さくだいら」時代に集
めた情報も役立っていますし、
文章を書くトレーニングとして

始めた『note』(ブログの
ようなもの)に書いたこともネ
タ帳になっています。でも、ま
だド素人の我流みたいで悔しさ
はあります」

と、負けん気をのぞかせる。
ライターの仕事といい、パーソ
ナリティといい、敦子さんを支
えているのはどうやらこの負け
ん気のようなのだ。

「出来るようになりたい、出来
ないことが悔しいという気持ち
を原動力にしているところはあ
るかもしれません」。だが放送
後、反省会もダメ出しもない。
「私が一生懸命やつてるので、
まわりも言いくいのかもしれ
ません(笑)」

小さい頃の夢が渋滞情報など
を伝える道路情報センターのお
ねえさんだったという敦子さん。
「地域で暮らしやすくなるには
どうすればいいか。地域の人に
参加してもらえらる番組に、そ
して私とおなじような層の人に聴
いてもらえらる番組にしてい
きたいと思っています」



「何かを発信するのなら、自分に価値があるという前提に立
たないと始まらないという思いはあります」=FMさくだいら